

旭市国民健康保険税条例の一部を改正する条例（案）

旭市国民健康保険税条例（平成１７年旭市条例第５８号）の一部を次のように改正する。

第２条第３項及び第４項中「並びに」を「及び」に改める。

第３条の見出し中「所得割額」を「基礎課税額の所得割額」に改める。

第５条の見出し中「被保険者均等割額」を「基礎課税額の被保険者均等割額」に改める。

第５条の２の見出し中「世帯別平等割額」を「基礎課税額の世帯別平等割額」に改め、同条第１号中「第２３条」を「第２３条第１項」に改める。

第６条中「賦課期日の属する年の前年の所得に係る」を削る。

第１３条第１項中「同条」を「その減額後」に改める。

第２３条第１号中「法第７０３条の５」を「法第７０３条の５第１項」に改め、同号ア中「被保険者均等割額」を「基礎課税額の被保険者均等割額」に改め、同号イ中「世帯別平等割額」を「基礎課税額の世帯別平等割額」に改め、同条第２号中「法第７０３条の５」を「法第７０３条の５第１項」に改め、同号ア中「被保険者均等割額」を「基礎課税額の被保険者均等割額」に改め、同号イ中「世帯別平等割額」を「基礎課税額の世帯別平等割額」に改め、同条第３号中「法第７０３条の５」を「法第７０３条の５第１項」に改め、同号ア中「被保険者均等割額」を「基礎課税額の被保険者均等割額」に改め、同号イ中「世帯別平等割額」を「基礎課税額の世帯別平等割額」に改め、同条に次の１項を加える。

２ 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に６歳に達する日以後の最初の３月３１日以前である被保険者（以下「未就学児」という。）がある場合における当該納税義務者に対して課する被保険者均等割額（当該納税義務者の世帯に属する未就学児につき算定した被保険者均等割額（前項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）に限る。）は、当該被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。

(1) 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児１人について次に定める額

ア 前項第１号アに規定する金額を減額した世帯 ３，１５０円

イ 前項第２号アに規定する金額を減額した世帯 ５，２５０円

ウ 前項第３号アに規定する金額を減額した世帯 ８，４００円

エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 １０，５００円

(2) 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児１人について次に定める額

ア 前項第１号ウに規定する金額を減額した世帯 １，８００円

イ 前項第２号ウに規定する金額を減額した世帯 ３，０００円

ウ 前項第３号ウに規定する金額を減額した世帯 ４，８００円

エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 ６，０００円

第23条の2中「前条の」を「前条第1項の」に、「前条第1号」を「前条第1項第1号」に、「総所得金額」を「総所得金額及び」に、「次号において同じ。）」を「次号及び第3号において同じ。）」及び」に改める。

附則第4項中「第23条」を「第23条第1項」に、「法第703条の5」を「法第703条の5第1項」に改める。

附則第5項、第6項及び第8項から第15項までの規定中「第23条」を「第23条第1項」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第5条の2第1号、第13条第1項、第23条及び第23条の2の改正規定（「前条の」を「前条第1項の」に、「前条第1号」を「前条第1項第1号」に改める部分に限る。）並びに附則第4項から第6項まで及び第8項から第15項までの改正規定は、令和4年4月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 この条例（前項ただし書に規定する改正規定に限る。）による改正後の旭市国民健康保険税条例の規定は、令和4年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和3年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

(1) 審議事項

②旭市国民健康保険税条例の一部を改正する条例（案）について
（未就学児に係る被保険者均等割額の軽減措置）

地方税法の一部改正により、子育て世代の経済的負担軽減の観点から、納税義務者の属する世帯内に未就学児がいる場合に、当該未就学児に係る国民健康保険税の被保険者均等割額を5割減額し、その減額相当分を公費で支援する制度が創設されました。

これに伴い、地方税法施行令で新設された減額基準に従い、本市においても令和4年度から同様の減額措置を講ずるため、旭市国民健康保険税条例において、必要な事項を定めるものとし、併せて、法改正に伴う関係条文や文言の整理などの所要の整備を行うものです。

(1) 対象

国保加入世帯に属するすべての未就学児

※ 令和4年度対象者数見込 489人（令和3年9月末時点での試算）

(2) 減額基準

- ① 減額は、未就学児（納税義務者の世帯に属する6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である国民健康保険の被保険者）につき算定した被保険者均等割額について行うこと。

なお、減額の対象となる均等割額は、医療分及び後期高齢者医療支援金分で、40歳以上65歳未満のみ課税される介護納付金分は、減額の対象外となる。

低所得者世帯に係る法定軽減措置を行う場合には、その軽減後の均等割額について、さらに減額を行うこと。

- ② 減額する額として条例で定める額は、当該市町村の当該年度分の国民健康保険税に係る被保険者均等割額に10分の5を乗じて得た額を基準として定めた額とすること。

未就学児1人に係る均等割額の軽減（年度額）

低所得世帯の 軽減割合	均等割額	未就学児減額分	減額後均等割額
7割軽減	9,900円	4,950円	4,950円
5割軽減	16,500円	8,250円	8,250円
2割軽減	26,400円	13,200円	13,200円
軽減なし	33,000円	16,500円	16,500円

※均等割額の内訳（軽減前）

医療分 : 21,000円

後期高齢者支援金分 : 12,000円

介護納付金分 : 0円（40歳以上65歳未満のみ課税）

- ③ 国・地方の負担割合 国 1/2、都道府県 1/4、市町村 1/4

(3) 施行期日等

① 未就学児に係る均等割額の軽減措置

令和4年4月1日から施行（令和4年度以後の年度分の国民健康保険税について適用する。）

② 文言の整理などの所要の整備

公布の日から施行